破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８２号
大分県宇佐市大字辛島320番地
債務者　江藤　香織
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３号
大分県中津市大字永添386番地４
債務者　東明　義博
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２８号
大分県宇佐市大字南宇佐2522番地の２
債務者　佐藤　治巳
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１号
大分県中津市山国町中摩70番地
債務者　森下　大輔
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第５６６号
北海道北斗市久根別４丁目28番１号
債務者　松倉　英恵
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６３１号
函館市桔梗５丁目33番２号
債務者　井上　正樹
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１４号
函館市鍛治２丁目45番９号
債務者　三須　雅樹
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２６号
北海道茅部郡森町字港町151番地の３　藤川アパート２Ｆ
債務者　湯山ヤエ子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３５号
函館市湯川町３丁目35番19号
債務者　村田　知道
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４０号
北海道亀田郡七飯町本町３丁目19番16号
債務者　井川　由衣
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４３号
函館市青柳町23番20号
債務者　多田　和惠
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８号
岩手県一関市大東町摺沢字礼田89番地１　礼田団地４号
債務者　青柳　三裕
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２８号
群馬県太田市由良町859番地１
債務者　坂本　貴男
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第３６６３号
名古屋市守山区金屋１丁目５番６号　第二田辺ハイツ401号
債務者　林　　京子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７５２号
名古屋市中川区宮脇町１丁目109番地の13
債務者　成松　孝志
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７５３号
名古屋市中川区宮脇町１丁目109番地の13
債務者　成松　悟子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１７２号
長野県松本市大字芳川小屋205番地50
破産者　上條製材工業有限会社
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第３０２号
長野県松本市大字芳川村井町220番地327
破産者　有限会社創芸社
1　決定年月日　平成22年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第２９８号
千葉県八街市希望ケ丘95番地191
破産者　塩谷　　満
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部